

事務連絡
令和4年（2022年）1月18日

各市町村廃棄物担当課長
各一部事務組合等廃棄物担当課長 } 様

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課長

新型コロナウイルス感染急拡大に伴う一般廃棄物処理従事者への対応
について

このことについて、令和4年1月17日付けで環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課から別添のとおり事務連絡がありました。

本通知では、オミクロン株患者の濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者に限り、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、各自治体の判断により、待機期間の10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できる旨が示されております。

つきましては、一般廃棄物であるごみ、し尿の収集運搬、処分は、国民生活を維持するために安定的に継続する必要がある社会的に重要な業務であるとされていますので、貴市町村の衛生主管部局と連携の上、社会機能の維持のために必要な対応を御検討いただきますようお願いします。

また、下記により通知していますとおり、一般廃棄物処理施設等でクラスターが発生した場合や、処理の停滞やひっ迫が生じた又はそのおそれがある場合、応援要請を検討されることとなった場合は、適切に情報提供いただくとともに、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物処理に関する情報（事業継続体制（感染防止策、人員等が不足した場合の対策、発生後の対応等）の構築等）については、県ホームページに随時掲載しております（これまでの通知等も掲載）ので、貴市町村等におかれましても、県ホームページを適時確認し、情報を入手していただきますよう併せてお願いします。

県HPアドレス <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/50770.html>

記

- ・廃棄物処理業者等においてクラスターが発生した場合の対応について（通知）（令和2年（2020年）12月7日循社第1320号）
- ・令和3年1月の国の緊急事態宣言及び本県独自の宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について（通知）（令和3年（2021年）1月15日循社第1481号）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る安定的な一般廃棄物処理の継続について（依頼）（令和3年（2021年）8月23日循社第813号）

【別添】

- 1 新型コロナウイルス感染急拡大に伴う一般廃棄物処理従事者への対応について
(令和4年1月17日付け 環境省)

熊本県環境生活部環境局
循環社会推進課
担当：岩野、矢野
電話：096-333-2628
FAX：096-383-7680